

# 富山市では令和2年10月1日から 「重度心身障害者医療費助成制度」の 対象者を拡大します

「重度心身障害者医療費助成制度」は、障害のある方を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。令和2年10月1日から、**65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級所持者**が新たに対象となります。

## ●対象者（65歳未満）

※65歳以上の方の取扱いは従来通りです。

### これまでの対象者

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②療育手帳A所持者

### 令和2年10月1日からの対象者

- ①身体障害者手帳1・2級所持者
- ②療育手帳A所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者  
(有効期限内のものに限る)

※所得制限があります(対象者の属する世帯員全員の合計所得金額が1,000万円以上の場合は助成されません)。  
※生活保護受給者は対象外です。

## ●助成対象となる医療費

保険診療内の自己負担額(助成開始日以降診療分)

※医療保険外分、入院時の食事療養費等標準負担額、

差額ベッド代等は助成対象外です。

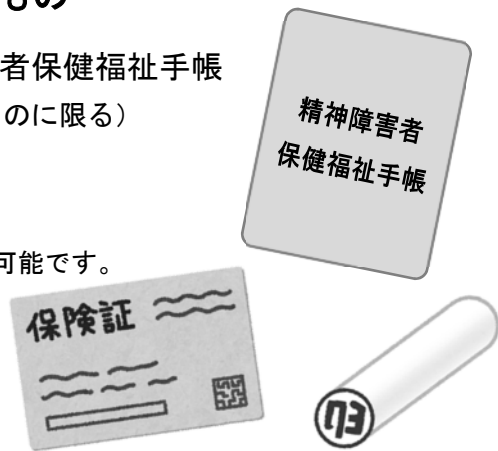


## 助成を受けるには受給資格登録が必要です

### ●申請に必要なもの

- ・1級の精神障害者保健福祉手帳  
(有効期限内のものに限る)
- ・健康保険証
- ・印鑑

※郵送による申請も可能です。



### ●助成開始日

申請書を下記受付場所が受理した月の1日から

### ●申請受付場所

障害福祉課(市役所1階20番窓口)  
各行政サービスセンター地域福祉課  
(大沢野、大山、八尾、婦中)  
中央保健福祉センター  
南保健福祉センター  
北保健福祉センター

### お問合せ先

富山市役所 障害福祉課 医療係 TEL 443-2102

各行政サービスセンター地域福祉課 大沢野 TEL 467-5811 大山 TEL 483-1214

八尾 TEL 455-2461 婦中 TEL 465-2114